

令和3年 8月 15日 4時 10分

資料配付 近畿地方整備局

姫路河川国道事務所

## 異常気象時事前通行規制区間の通行規制について

■ 8月15日 4時10分、国道29号(兵庫県<sup>しそう</sup>宍粟市<sup>はがちょうとくら</sup>波賀町戸倉～鳥取県<sup>や</sup>八頭郡<sup>ず</sup>若桜町<sup>か</sup>小船<sup>さちようおぶね</sup>)の異常気象時通行規制区間(延長10.2km)において、連続規制雨量(200mm)を超過するおそれがあるため同時刻をもって本区間の通行止めを実施します。

■ 通行止めを解除する場合には別途お知らせいたします。

### 【通行止箇所】

一般国道29号 : 延長10.2km

### ■管内の状況、雨量状況について

- 道路情報提供システム <<http://road.kkr.mlit.go.jp/road/>>
- 姫路河川国道事務所Twitter <[https://twitter.com/mlit\\_himeji](https://twitter.com/mlit_himeji)>
- 姫路河川国道事務所ホームページ <<https://www.kkr.mlit.go.jp/himeji/index.php>>

<取扱い>—

<配布場所> 兵庫県政記者クラブ 中播磨県民局庁舎内記者室  
西播磨県民局庁舎内記者室

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局 姫路河川国道事務所  
副所長 竹田 佳宏 (たけた よしひろ)  
道路管理第二課長 田尻 尚登 (たじり ひさと)  
電話 : 079-282-8211

# 国道29号 道路通行規制 位置図





# 国道29号 道路通行規制 位置図

